

事務連絡  
平成28年3月10日

都道府県労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局  
補償課長補佐（業務担当）  
労災保険業務課長補佐（年金担当）  
労災保険業務課長補佐（短期給付担当）

行政不服審査法等の改正に伴う平成27年度末における通知書  
（保険給付等関係）の発送に係る事務処理について

行政不服審査法（平成25年法律第68号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）（以下「改正法」という。）の施行日については、平成28年4月1日とされているところであるが、その適用については処分の通知が相手方に到達した時点により判断されることとなるため、施行日前に発送した場合であっても、相手方への到達が施行日後となる場合には、改正法の規定が適用される。

このため、平成27年度末における保険給付等の支給決定等に係る通知書（以下「通知書」という。）の発送に係る事務処理については、下記のとおりとするので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、全体のスケジュールについては別紙1を参照すること。

## 記

### 1 労災行政情報管理システムにより出力される通知書

労災行政情報管理システムにより教示文を含め出力される通知書については、平成28年3月28日の業務開始時点から、改正後の様式（以下「新様式」という。）が出力されるよう労災行政情報管理システムの改修を行っているので、平成27年度末における発送に係る事務処理については以下のとおりとする。

#### (1) 平成28年3月22日から同月25日までに出力・発送する通知書

平成28年3月25日の業務終了時点までは、改正前の様式が出力されるが、平成28年3月22日から同月25日までに出力・発送する通知書については、施行後に到達する可能性が考えられることから、別紙2により指定

する教示文に係るお知らせ（別紙3-1又は別紙3-2）を同封し、簡易書留郵便により発送すること。

なお、請求人への到達日により、不服申し立てに係る取扱いが異なることから、別紙4「平成27年度末通知書発送記録簿」（参考様式）等により、通知書の到達日等を管理すること。なお、郵便追跡サービスにより追跡を行うことができる期間は、郵便物を受け付けてから100日程度とされていることに留意すること。

- (2) 平成28年3月28日から同月31日までに出力する通知書

平成28年3月28日以後に出力する通知書については、新様式が出力されるため、同月31日に簡易書留郵便により発送すること。

## 2 管理換帳票に教示文が記載されている通知書

労災行政情報管理システムを用いて作成する通知書のうち、管理換帳票に教示文が記載されている通知書については、新様式を配布することとしているが、平成27年度末における発送に係る事務処理については、原則として、記の1と同様であること。

## 3 本省において印書・発送する通知書

本省において印書・発送する次に示す通知書については、本省が委託する印書業者において新様式を印書し、平成28年3月31日に発送することとするので留意されたい。

- (1) 平成28年3月30日が支払日である保険給付（費用、一時金、介護、葬祭料、アフターケア通院費）に係る支給決定通知書・支払振込通知書  
(2) 平成28年3月31日が支払日である保険給付（休業）に係る支給決定通知書・支払振込通知書

## 4 その他

「労働者災害補償保険の年金たる保険給付及び特別支給金の支払の一時差止めについて（通知）」（年金通知用式第10号）など、上記1から3までに掲げる通知書以外の通知書についても、同様に対応すること。